

『毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版』法改正箇所のお知らせ

弊社出版物「毒物劇物取扱者 短期合格テキスト 第4版」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。
書籍を発売した令和5年6月以降に法改正が実施された箇所がございます。以下に該当箇所を掲載致しますので、ご確認をお願い申し上げます。

頁数等	内 容	掲載日																
42 ページ 第1章 毒物及び劇物に関する法規 15 運搬の技術上の基準 ● 運搬方法	<p>毒物及び劇物取締法施行規則 第13条の4 令和6年4月1日施行（令和5年厚生労働省令第163号による改正） 詳細は下記をご参照ください。 https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_serve_digital_amend_231226.pdf</p> <table border="1" data-bbox="475 645 1305 846"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 645 1305 689"> 旧 </td> <td data-bbox="475 689 1305 723"> 1 </td> <td data-bbox="547 689 1305 790"> 1人の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、4時間を超える場合 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 790 1305 824"> 2 </td> <td colspan="2" data-bbox="547 790 1305 824"> 1人の運転者による運転時間が、1日当たり9時間を超える場合 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="475 857 1305 1171"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 857 1305 902"> 新 </td> <td data-bbox="475 902 1305 936"> 1 </td> <td data-bbox="547 902 1305 1104"> 1人の運転者による連続運転時間（1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、4時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず1人の運転者による連続運転時間が4時間を超える場合にあっては4時間30分）を超える場合 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1104 1305 1137"> 2 </td> <td colspan="2" data-bbox="547 1104 1305 1171"> 1人の運転者による運転時間が、2日（始業時刻から起算して48時間）を平均し1日当たり9時間を超える場合 </td> </tr> </table>	旧		1	1人の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間を超える 場合	2		1人の運転者による運転時間が、1日当たり 9時間 を超える場合		新		1	1人の運転者による連続運転時間（1回が おおむね連続10分以上 で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず1人の運転者による連続運転時間が4時間を超える場合にあっては4時間30分）を超える 場合	2		1人の運転者による運転時間が、 2日（始業時刻から起算して48時間）を平均し1日当たり9時間 を超える場合		令和6年 1月12日
旧		1	1人の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間を超える 場合															
2		1人の運転者による運転時間が、1日当たり 9時間 を超える場合																
新		1	1人の運転者による連続運転時間（1回が おおむね連続10分以上 で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう）が、 4時間（高速自動車国道又は自動車専用道路のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車又は停車できないため、やむを得ず1人の運転者による連続運転時間が4時間を超える場合にあっては4時間30分）を超える 場合															
2		1人の運転者による運転時間が、 2日（始業時刻から起算して48時間）を平均し1日当たり9時間 を超える場合																
58 ページ 第1章 毒物及び劇物に関する法規 21 情報の提供 ● 情報の提供の詳細	<p>毒物及び劇物取締法施行規則 第13条の11 令和5年12月26日施行（令和5年厚生労働省令第163号による改正） 詳細は下記をご参照ください。 https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/pd_serve_digital_amend_231226.pdf</p> <table border="1" data-bbox="475 1350 1345 1641"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1350 1345 1395"> 旧 </td> <td colspan="2" data-bbox="475 1395 1345 1440"> (1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、ほうぶん③で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1440 1345 1485"> ①文書の交付 </td> <td colspan="2" data-bbox="475 1485 1345 1641"> ②磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="475 1653 1345 1895"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1653 1345 1697"> 新 </td> <td colspan="2" data-bbox="475 1697 1345 1742"> (1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、ほうぶん③で行わなければならない【施行規則第13条の11】。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="475 1742 1345 1787"> ①文書の交付 </td> <td colspan="2" data-bbox="475 1787 1345 1895"> ②電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 </td> </tr> </table>	旧		(1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 ほうぶん ③で行わなければならない【施行規則第13条の11】。		①文書の交付		② 磁気ディスク 、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達		新		(1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 ほうぶん ③で行わなければならない【施行規則第13条の11】。		①文書の交付		② 電磁的記録媒体の交付 、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達		
旧		(1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 ほうぶん ③で行わなければならない【施行規則第13条の11】。																
①文書の交付		② 磁気ディスク 、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達																
新		(1) 情報の提供は、次のいずれかに該当する方法により、 ほうぶん ③で行わなければならない【施行規則第13条の11】。																
①文書の交付		② 電磁的記録媒体の交付 、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達																